

經濟學叢論 每月一日發行  
第四十卷第四號 昭和十四年十月一日發行  
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

# 經濟論叢

號四第 卷九十四第

月十年四十和昭

## 論叢

利率決定者としての銀行……………文學博士 高田保馬  
調査論……………經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

稅制改革論……………經濟學博士 汐見三郎  
戰時統制經濟下の産業組合……………經濟學博士 八木芳之助

## 研究

前漢書貨殖傳に見はれたる經濟思想……………經濟學士 穗積文雄  
聖トマスの共同體思想……………經濟學士 澤崎堅造  
十九世紀末葉の人口論者ハンセンに就いて……………經濟學士 青盛和雄

## 說苑

貨幣數量説の諸形態とその吟味……………經濟學士 青山秀夫  
十六世紀の原價計算……………經濟學士 岡本愛次

## 附錄

彙報  
外國雜誌論題

(禁轉載)

## 聖トマス1)の共同體思想

——特に正義について——

澤 崎 堅 造

### 一 聖トマス1)の共同體思想

聖トマス1)の共同體思想については、從來その構成の點からして職分共同體の一つとして知られてゐる。即ち部分1)は全體の一部としてその分に應じて職能を充し、且つ相互に聯繫して補足し合ふ關係を持つた、全體として秩序ある有機的な集團である。かゝる共同體についてトマスは、態様に從つて、大體四つの段階に分けてゐる。

(1)、人體。人體の共同體的構造については、かの聖パウロの言葉「體は一肢より成らず多くの肢より成るなり、足もし我は手にあらぬ故に體に屬せずと云ふとも之によりて體に屬せぬにあらず。耳もし我は眼にあらぬ故に體に屬せずと云ふとも、之によりて體に屬せぬにあらず。もし全身眼ならば聽くところ何れか。もし全身聽く所ならば臭ぐところ何れか。げに神は御意のまゝに肢を各々體に置き給へり。もしみな一肢ならば體は何れか。げに肢は多くあれど體は一つなり」と云ふことによつて一肢・一機關と雖も如何に全體性と連關性を持つかを強調し、なほ「體の中にて最も弱しと見ゆる肢は反つて必要なり。體のうちにて尊からずと思はるゝ所に物を纏ひて殊に之を尊ぶ。……神は劣れる所に殊に尊榮を加へて人の體を調和し給へり。これ體の中に分争なく、肢々一致

1) St. Thomas, 1225-74. ナポリに近く貴族の家に生れ、後ドミニコ教團に入り、巴里大學に神學教授となり、伊太利に歸り教皇の補佐として教制の改革に力を盡した。1323年に列聖された。彼の教義は1879年のレオ十三世の回勅以來特に重視され、1914年及1918年の歴代教皇の回勅によりカトリック教義の準據とされ、今日に及んでゐる。

して互に相顧みんためなり。もし一つの肢苦しませば諸々の肢ともに苦しみ、一つの肢尊ばれば諸々の肢ともに喜ぶなり<sup>3)</sup>によつて、共同體と云ふものは弱き者を殊更に顧み助けるものである。即ち愛によつて眞に生かされるのである。この思想をトマスはそのまゝ受け繼いだ。かくて人體は共同體の構造と作用とを見るための最も手近かな最も具體的且つ典型的なものである。

(2)、**家族**<sup>4)</sup> 人間と人間によつて社會的な關係を作るとなれば、その最初の共同體なるものは家族である。家族の最も初めにして且つ中心的なものは夫婦である。夫婦は結婚によつて結ばれたものである。結婚は二人の男・女が結合されて一體となり<sup>5)</sup>、共同して一つの生活を營むものである。そしてそこには「夫は妻の首<sup>6)</sup>」と云ふ秩序があると共に、缺けたるを補ひ合ふ愛の關係がある。そして結婚は信仰の同一と云ふことが極めて大切な條件である。離婚は原則として認められない。蓋し生ける共同體に分離があり得ないからである。次に家族の構成には、親・子の關係が現はれる。また主・僕の關係が現はれる。これら縦の關係と先きの横の關係とを含んで家族なる共同體は維持され且つ運行せられるのである。

(3)、**國家**。トマスは人間は本來「社會的且つ政治的動物」(animal sociale et politicum<sup>7)</sup>)であると云つたが、これは明かにアリストテレスの *politikou zōon*<sup>8)</sup> から出たのである。アリストテレスの此の言葉の意義については色々議論もあるが、とに角彼は「國家」(polis)を共同體の究極的なものとした<sup>10)</sup>。併しその「國家」が比較的小さな當時の都市國家を指したものであり、従つてそれは勿論政治的と云ふ意味はあつたが、なほより社會的と云ふ意味が含まれたものである。そして或ひは「共同體」(koinonia)と云はるべきものである。トマスの場合には、それが更

2) コリント前12:14—20.

3) 同上12:22—26.

4) cf. H. Pesch, Lehrbuch der Natural-Ökonomie I, Freiburg, 1924, S. 163 ff.

5) 創世記2:24.

6) エペソ5:23.

7) 1930年ピオ十一世回勅 Casti Connubii, 邦譯「貞潔なる婚姻」二四頁以下。「カトリック」聖トーマス・アクイナス特輯號七四頁以下參照。

に「都市的」(civilis)な意味が加へられ、強調された。<sup>11)</sup>

かゝる意味でのトマスの國家又は都市について彼は詳しくその政體、統治者の權力、義務、報酬更には人民の側の權利、義務について述べたことがある。<sup>12)</sup>殊に都市の行政と猶太人の問題に特に關心を持つたことは、彼の國家觀を見るために重要なことと思ふ。

(註)トマスの上掲「社會的且つ政治的」といふ言葉は、彼の「君主統治論」に現はれたものだが、更に同様なアリストテレスの言葉に對して、その「政治學」の註解に於ては animal civile<sup>15)</sup>と云つてゐる。これによつてトマスがアリストテレスの眞意に近からんとし、且つ自らの周圍の事情に適合せんとして、特に社會的・都市的に用ひたことがわかる。なほアリストテレスの *politikos* も英譯(Ross編 Jowett譯)では political とあるけれども、伯林學士院版全集第三卷の羅典譯では civile (animal)<sup>16)</sup>となつてゐる。また「ニコマコス倫理學」に於ける同様な言葉 *politikos* *zudgoros*<sup>17)</sup>に於ては英譯(Ross譯)では for citizenship となつてゐるし、上掲羅典譯では societatemque civilem 高田譯では明かに「社會的」となつてゐる。なほ「政治學」の場合でも「國家社會的」と譯した場合がある。要之、アリストテレスでさへ「國家」とは都市的・社會的な面が強かつたと云ふことを示したい。故にトマスに於ては一層その傾向が強かつたと云ふことが出來よう。

(4)、教會。教會は國家を超えた共同體である。教會は勿論秩序の團體ではあるが、本來愛を基とするものである。國家はそれに對して、秩序又は權力の團體である。その使命は共同體の外的保護または障害の除去といふことにある。従つて大體消極的な方面を擔當するものである。教會はそれに對してはより内面的な精神の高揚、善意の薦めと云ふ積極的な方面を擔當するものである。かゝる國家と教會との職分の相異は自ら地位の上下ともなる。この兩者の比較については、彼は色々の例を擧げてゐるが、例へば船長と機關長との如く前者は目的の港を目指すもの、後者は現下の運轉に注意をそゞぐものである。また一般の職業にして見れば、航行、理性の指導、

8) De regimine principum ad regem Cypri I, 1, Mandonnet, I. p. 313. 上田博士譯「聖トマス經濟學」二六一頁。 9) Aristotelis Opera, Academia Regia Borussica 1831, v. II, p. 1253 a 2, Politikon A. 原文のまま。 10) op. cit. 1252 b31 f. 11) 上田博士、「聖トマスに於ける職分社會思想の研究」商學研究二號三四二頁參照。 12) De regimine principum (上田博士譯キ

死後の淨福に關する準備を計る水夫、學者、教育家、宗教家に對して、修繕、醫療、生活資料の充足を計る大工、  
 醫者、經濟學者がある如く、要するに一方は積極的な使命を持つもの、他方は消極的な使命を持つものである。  
 かくて積極的な使命を持つ教會の主は、消極的な使命を持つ國家の統治者よりも上位にある。曰く「基督教的人  
 民の王はすべて恰も主イエスキリスト其人に對する如く、彼(教皇)に服従しなければならぬ<sup>21)</sup>」と。かくて羅馬  
 教皇は、歐洲諸國の諸王の上に教權を振ふことが是認された。かくてトマスに於ては教會があらゆる共同體の究  
 極的なものとなつた。蓋し教會の共同體性については再び聖パウロの「我らも多くあれど基督にありて一つ體に  
 して各人互に肢たるなり。我らが有てる賜物は各々與へられし恩恵によりて異なる故に、或は預言あらば信仰の量  
 に從ひて預言をなし、或は務あらば務をなし、或は教をなす者は教をなし、或は勸をなす者は勸をなし、施す者  
 はをしみなく施し、治むる者は心を盡して治め、憐憫をなす者は喜びて憐憫をなすべし<sup>22)</sup>」と云ふ信仰に基く秩序  
 と愛の共同體が出現する。かくて使徒達が「信じたる者はみな偕に居りて諸般の物を共にし、資産と所有とを賣  
 り各人の用に從ひて分け與へ、日々心一つにして弛みなく宮に居り、家にてパンをさき、歡喜と眞心とをもて  
 食事をなし、神を讚美して一般の民に悦ばる<sup>23)</sup>」る生活の共同、云はゆる愛養の社會が出現する。蓋しこれが共同  
 體の眞の理想態であらう。

併しトマスは現實の教會を見て、そのまゝ是認したのでないことは云ふまでもない。十三世紀の教會は既に制度  
 的にも精神的にも固型化し墮落してゐたので、種々なる革新運動が行はれた。その中殊に著しかつたのは新しい  
 教團の發生であつた。その一つは伊太利フランチェスコの創めた「小兄弟團」<sup>24)</sup>、他は西班牙ドミニコの「説教者兄

「聖トマス經濟學」二五七頁以下。

13) 同譯書、三四〇頁以下。 14) De regimine Judaeorum ad Ducissam Brabantiae (ブラバント女公に上り猶太人の統治を論ずる書) 同書三五七頁以下。  
 15) Com. in pol. I. lect. I. p. 370 bf. 上田博士、商學研究、三七六頁。 16) A. O., A. R. B., Vol. III, p. 627. 17) A. O., Vol. II, Ethikon Nikomaxeion, 1097 b 11.

弟團<sup>25)</sup>であつた。共に清貧と説教とを以て教會の中に司へんとしたが、前者は比較的に感情を重んじ神祕的傾向を持つたが、後者は理性を重んじ、修學・研究に力を注いだ。トマスは一二四四年彼の二十歳の頃このドミニコ教團に加入した。それからケルン修院に學び巴里大學に教授となり伊太利に歸つては教皇の補佐として職制の改革に盡力した。彼の名聲は當時並ぶものなき有様であつた。而もその間彼の生活は全く教團の中に、教團を中心として營まれたものである。彼からドミニコ教團の生活を取り去つたならば、彼の生涯も思想も殆んどあり得なかつたと云つてもよい。彼が晩年に教皇からナポリの大司教に任命されんとしたとき、涙を以て拜辭し、終生一介の乞食僧團の一人として終らんことを願つたと云ふ如き、よくその間の消息を物語ると思ふ。此の教團が教會の實勢力となり、當時の歐洲諸大學の指導者を出し、全世界に如何に傳道せられたかを見るならば、彼の教會殊に教團があらゆる意味に於て共同體の中核をなしたかゞ肯かれると思ふ。

(註) ドミニコ教團に屬する修院は歐洲の主要都市には殆んど建設せられたが、その數は一二二一年には六〇、一二七七年には四〇四、一三〇三年には五八二、女修院は一二七七年には五〇、一三〇三年には一四九。修道士の數は一二五六年には七千、一三〇〇年には一萬を數へた。<sup>26)</sup> 以て如何に大なる勢力を持つたかゞわかると思ふ。

以上によつて大體トマスが共同體として採るものを、その態様または構成の點から擧げたのであるが、かゝる共同體の何れもが眞に生ける存在として實際に働くのは、その作用の點から觀られなければならない。それは共同體が秩序によつて維持せられ、愛によつて生かしめられると云ふことである。そこで以下これらの點について明かにしたいと思ふのであるが、トマスによれば大體それはまづ義と愛とに大別され、その前者は正義と法とに、後者は仁愛と神愛(又は恩惠)とに分けられる。そして此等の種類はまた自ら段階をなすのであつて、前者が直接

18) A. O. v. III, p. 539.

20) 同上、五七一頁註參照。

22) ロマ書12:5-8.

19) 高田三郎氏譯「ニコマコス倫理學」二三頁。

21) Reg. prin. I, 14, 邦譯三三二頁。

23) 使徒行傳2:44-47.

24) St. Francesco

(1182-1226) が1210年頃允許を受けた Ordo fratrum minorum.

25) St.

Dominigo (1170-1221) が1216年に認許を受けた Ordo fratrum praedicatorum.

的・具體的且つ特殊なものであつて、後者即ちより間接的・抽象的且つ一般的なものゝ下位に位するのである。本文に於ては、まづ其の最初の「正義」について述べることにする。

## 二 聖トマスの「正義」について

(1)、正義の意義。トマスが「正義の素材は外面的な働きである」<sup>27)</sup>と云つてゐるのは十分に注意しなければならぬ言葉である。正義をば、廣い意味にとつて「正」又は「義」と云ふとき多くは精神的な徳の内容をなす様に思はれるが、併しこゝで云ふ正義はかゝる内面的な徳を意味するのではなく、それが「外面的な働き」として現はれたものである。従つて「この働き及びそれによつて我々が利用する所のものが、我々が關係せしめられる他人に對して正しき割合に置かれると云ふこと」<sup>28)</sup>である。その他人に對して「正しき割合に置かれる」と云ふことは、また「各人にとつて均等の割合に於て歸屬せしめられる」<sup>29)</sup>ことである。従つてまた要するに「正義の固有の行爲とは、各人に彼のものを返へすことに外ならない」<sup>30)</sup>と。併しこれに反對なる説としてアウグスチヌスの「正義は不幸なる人を救ふことである」<sup>32)</sup>。即ち自己に屬するものを自己に歸することではなく、寧ろ我々に屬するものを他人に施すことであるといふ。併しトマスは、アウグスチヌスの師アムブロシウスの「各人に彼の物を與へ、他人の物を要せず、公共の衡平を守らんがため、自己の利益を顧みざるもの、これ正義なり」<sup>31)</sup>と云ふ言葉を引照し、更にアリステレスの「正義こそは何よりも究極的な徳である」「單に自分自身に就てに止まらないが故にそれは究極的なのである」<sup>35)</sup>等によつて、トマスは「正義の徳は基本的な徳操」であつて、「慈悲、善施その他これに類する徳

26) R. F. Bennett, *The Early Dominicans*, Cambridge, 1937, p. 75. 「カトリック」聖ドミニコ特輯號七二頁以下參照。 27) *Summa theologiae*, II, II Q. 58 a. 11. 上田博士譯「聖トマス經濟學」一七一頁。 28) *ibid.* 29) *ibid.*  
30) *ibid.* reddere unicuique quod suum est, (Leonis XIII, Romae, T. IX. p. 18).  
31) St. Augustinus, 354-430. 32) Migne, 27, (de Trin. L. XIV, C. IX) p. 486 b.

操の如き若干の他の第二次的徳操がこれに附加される<sup>36)</sup>と云ふことによつて明かに、こゝに云ふ正義はかゝる慈善と云ふ如き倫理的徳操に止まらないことを示す。即ち寧ろ外的作用であり、均等の割合であるとする。

また正義が「各人に各人のものを返へす」ことであると云ふことについては、もの自體を主として云つてゐることを注意しなければならぬ。正義は、正當な方法によつても、ものを處分するとか、不正行爲を愼むとか云はゞ法律的な事柄ではなくて、單にもの自體に關して、それが在るべきところに歸せしめると云ふことが含まれてゐる。この點についても亦彼はアリストテレスの「過多でも過少でもなく、まさに本來のもの、それ自身が興へられた場合に、自己のものを得たと云はれ<sup>37)</sup>」ると云ふところから出たのであらう。そしてこれは極く經濟的な表現を用ひたものであつて、「自己に屬するものよりも多くを得る」ことの利得と、「本來自己に屬するよりも少くを得る」ことの損失の何れでもない<sup>38)</sup>と云ふことをそのまま引照してゐる。トマス曰く「該名辭(損・益)は元來賣買に於て稱へられ、更にそれより正義が關係し得るすべての事柄に轉用されるに至つたのである。而して各人に彼のものを返へすと云ふことも亦同理である<sup>39)</sup>」と。

(2)、正義の種別。右に述べた正義は、正又は義一般について、これを廣く道德的・法律的な部面までを云ふのではない。比較的狭く、外面的な行爲又は關係であるとした。かゝる意味での正義は、更に二つに分けられる。

一つは流通の正義 (*iustitia commutativa*)、他は配分の正義 (*iustitia distributiva*) である。<sup>40)</sup>

流通の正義は、部分又は私人を中心としてそれが相互に關係する場合の正義である。トマス曰く「一つは部分對部分のそれ、而して二私人の他私人に對する秩序はこれに類する。而してこの秩序を指導するものが、流通の

33) St. Ambrosius, 333 (340)-397.

聖トマス經濟學一七〇頁。

36) Sum. Theo. II, II, Q. 58 a. II. 邦譯一七一頁。

b 16-18. *ἀλλά δι' αὐτῶν γίνονται τὰ αὐτῶν (φασίν) ἔχειν.* 邦譯二三八頁。

38) ibid. 邦譯二三七頁。

34) De Offic. Cap XXIV. 上田博士、

Eth. Niko. 1130 a. 高田譯二二二頁。

37) Eth. Niko. 1132

39) S. T. II, II, Q. 58 a. II. 邦譯一七二頁。



正義である。而してそは二人の人間相互の間に交互的になされる諸事に存する。<sup>41)</sup>「そして多くの場合それは交換の正義とも云はれる。そしてかゝる正義が第一次的に見出されるのは賣買に於てであらう。そこに於ては「物を物に均等ならしめることが必要である。甲が乙の物につき自分に屬すべきより、多くを取るならば、それだけ之を本人に返還するのである」<sup>42)</sup>と。また價格についても、そのものが持つ正當な價值以上に價格を付けることが出来るか、と云ふ問に對して、「賣買は相方の共通の利益のために起つたやうに思はれる。」「共通の利益のために創められたものは、他方に比して一方により、重くあつてはならない。契約は物の均等に從つて彼等の間に取結ばれねばならない。」「もし値ひ(價格)が物の値打(價值)を越えるか、またその反對になるならば均等の正義は喪はれる」<sup>43)</sup>けれども「一方の得、他方の失として發生する所の賣買については、例へば或人が或物を有せんと切望すれば、他の人これを割愛せば害を蒙るといふ場合は、賣らるゝものゝみならず、賣手が賣渡しより蒙る所の損害をも顧慮するのが正しき値ひであらう。かくて或るものは持主に對して値する以上に賣られざる限り、それ自體値ひするより高く賣らるゝも正當であり得よう」<sup>44)</sup>また買價以上に賣價をつけることは不當なりやと云ふ問について、まづ交換には二種あつて、一つは人間の生活にとつて「自然的且つ必然的」なもの<sup>45)</sup>と、利得を獲んための貨幣の交換又は物を貨幣と交換するものがある。前者の場合は勿論さし支へない。後者の場合と雖も利得が必要又は道義的目的に當てられた場合はさし支へない。從つて例へば或人が商賣によつて儲けた適度の利得をその世帯の支持とか貧困者の救恤等に充てられる場合又は生活に必要な物資が祖國に缺けることない様に公共の利益のために商賣をなすもの、即ち利得を目的としないで寧ろ勞働の手當として期待する場合には正當であると。同様なこと

40) S. T. II, II, Q. 61, a. 1. (Leo, p. 34.) 邦譯一七三頁。

41) op. cit. 邦譯一七五頁。

42) op. cit. a. 2. 邦譯一八〇頁以下。

43) S. T. II, II, Q. 77, a. 1, 邦譯一九八頁以下。

44) ibid. 邦譯一九九頁以下。

45) op. cit. a. 4, 邦譯二一六頁。'naturalis et necessaria'. (Leo, p. 153).

は更に利子についても述べられる。たとへば「ウズラを業とする者より何かの善き事即ち自己或は他人の困窮を救ふため、ウズラの下に融通を受けることは許される」と。<sup>46)</sup>

次に配分の正義については、全體が部分に對する關係に於てあるが、公共的なものと私人的なものとの關係に於ても見られる。かゝる部分や個人の地位による割合に應じて、公共的諸物を分配することに關する正義である。併しもし正義一般の定義が「各人のものを彼に返へす」ことであるならば、それに矛盾するではないかと反對せられる。併し「部分はそもそも或る意味では全體と同一である。従つて全體に屬するものは或る意味に於て部分にも屬する。従つて公共的資財より或るものが個々人に配分されるとき、各人は云はゞ自己に屬するものを受け取るのである。」<sup>47)</sup>またこの配分の正義は、單に配分する側(統治者)にのみあるのでなく、配分を受ける側(人民)も同時に満足せしむべき關係である。従つて矢張り一方的行爲ではない、相方的であると。彼のこの正義が比較的よく示されるのは、財産論に關してである。「外的諸物の所有(私有)は人間にとりて自然的なりや」と云ふ問に對して、聖書<sup>48)</sup>及びアリストテレスの證言<sup>50)</sup>によつてこれを是認してゐるが、その「自己のものとして所有することにつき、それが「管理並に經營の權能」(potestas procurandi et dispensandi)<sup>51)</sup>に關する限り許されるが、その使用に關しては、自己のためにでなく公のものとして有しなくてはならぬ。何となれば財は全體から附與されたものであるから。また自然法によつて諸物は共有となり、財産の區別は本來無いのだから。従つて若し人の「困窮が緊急且つ明白であり、有合せの物資を以て眼前の急を救ふべきこと明かなる」場合には、「人は獲得の公然なると隱密なるとを問はず、他人のものを以て自己の困窮を正當に救ひ得る」<sup>52)</sup>——所謂緊急權の問題が解答された。

46) S. T. II, II, Q. 78, a. 4, 邦譯二四八頁。  
 47) S. T. II, II, Q. 61, a. 1, 邦譯一七六頁。  
 48) S. T. II, II, Q. 66, a. 1, 邦譯四頁。  
 49) 創世記 1:26。  
 50) Pol. A, I, 4, Bekker 1253 b 23. 51) S. T. II, II, Q. 66, a. 2, Leo. p. 85. 邦譯一〇頁。  
 52) 尙、經濟學論集、四卷一號所載、上田博士論文參照。  
 S. T. II, II, Q. 66, a. 7, 邦譯二九頁以下。なほ牧野教授還曆祝賀法理論集、

かくて正義は、実際には以上の二つの場合が多いのである。而も兩者は別々に存在すると云ふのではなく二重の關係になつてゐる。一つは部分と部分、個人と個人との關係に於て、他は全體と部分、統治者と人民、人間と物資との關係に於て見られるが、共に部分を中心にして現はれるものである。

(註) トマスの正義觀がアリストテレスによるところ多きは云ふまでもないが、その細部については勿論違ふところがある。たゞ今はその名辭の點についてだけ述べるに、まづ先哲は正義 (*dikaionny*) を分けて「配分に於て量られるそれ」 (*ti en tais dikaiain tithenai*) と「流通に於て整調すべきそれ」 (*ti en tais ouvaxkrihai dikaioumenon*) との二つとした。それからして彼の正義は、狹義に於て、配分的と整調的として多く解されてゐる。勿論更に交換的を擧げるものがあるが、それも前二者を基礎とする。その「整調的」については極めて問題が多いが、例へば前掲ラムビヌス羅典譯では *in rebus contrahendis vim corrigendi atque emendandi habet*<sup>55)</sup> 英譯 (Ross) は *“that which plays a rectifying part in transactions between man and man.”* また邦譯 (高田氏) では「もろもろの相互交渉に於て整調の役目を果たすべきそれ」とある。またその言葉につき、福田博士は「匡正的」(と配分的及び流通的)、山内博士は「匡正的」(と配分的)、藤井博士は「應報的」(と配分的)、石川博士は「矯正的」(と配分的と交換的) 等種々の譯語がある。併しトマスは、アリストテレスの第一の云はく「配分的なるもの」 (*dikaionny*) に對してはそのまゝ *distributiva* と受けたが、第二の「整調的なるもの」 (*dikaionny*) については寧ろ對句的に *ouvaxkrihai* を採つて *commutativa* 「流通的」とした。これによつて先哲の眞意を執へるとした。

(3)、正義の内容。正義は外的な働きに關する事柄であるが、それを使用の點から見れば、ものゝ使用も人の使用も仕事の使用も、公共から私人への分配も一人から他人への流通も同じである。がそれを活動の點或は歸屬性の點から見れば、一方は配分であり他方は流通であるから、それに關する指導的正義は異なることとなる。まづ配分の正義に關しては、トマスはその内容を殆んどアリストテレスより受けて公共的資財を個人に分配することであると<sup>63)</sup>した。先哲によれば「名譽とか財貨とかその他およそ國家の公民の間に分たれるところのもの」<sup>64)</sup>である。

所載上田博士論文參照。

54) op. cit. II 31, a. 1.

55) op. cit. III. p. 558, b.

56) 高田三郎

氏譯「ニコマコス倫理學」二二八頁。

なほ「整正」の譯あり(二三五頁)。

57) 厚生經濟學研究、三五頁。

58) 人間のポリ斯的形成、四四頁。

56) 藤井博士全集、第四卷、五一頁。

60) 精神科學的經濟學の基礎問題、一

流通の正義については、これまた先哲と共に比較的詳しく述べる。流通の正義をば更に先哲に倣つて、任意のと不任意的<sup>65)</sup>に分つ。まづ不任意的な流通又は交渉の正義については、人がもの、身體、仕事を彼の意志に反して利用するとき隱密に又は公然と生ずる。ものについては例へば隱密なる竊盜と公然たる掠奪。人の身體については、まづ身柄については私かなる殺害、殴打、毒言、公然たる傷害、殺害、幽閉、打擲、手足の切斷。身分に關しては、私かなる僞證、名譽毀損、公然たる告訴、讒々たる批難。人に關しては、妻に關して私かなる姦姪、奴隸については逃亡の誘拐等。次に任意的な正義については、人が任意に自己のものを他人に引渡す場合に生ずるものであるが、それには常に義務が存するものでなければならぬ。これには三つの場合がある。第一は普通の賣買の場合の如く單に他人のものに對する對償として自己のものをその人に渡す場合。第二は自己のものを引渡し、それに返済の義務を付してその使用を許した場合。それは更に果實を生ずるものについて、無償で使用を許した場合と果實を生じないもの(例へば貨幣、花瓶)については消費貸借又は使用貸借。第三には返済を受ける條件を以て、單に保管のために自己のものを引渡す場合、それには質入や保證も入れる。

かゝるトマスの流通の正義の内容の分類は大體アリストテレスに依つたこと明かであるが、いま異るところを二、三舉げると、不任意的流通については、先哲は全體を唯隱密的と公然たる暴力的なことゝの二種に大括したに過ぎないが、トマスは前述の如く細分してゐる。舉げたる項目の中告訴が新しく加つてゐる。また任意的流通については、トマスは極めて體系的に述べて、全體を三種に分けてゐる。殊に使用權を讓渡した場合に、それが果實を生ずるや否やによつて區別してゐる點は注意さるべきである。利子の問題について彼が特に關心を持つて

55頁。 61) S. T. II, II, Q. 61, a. 1. (Leo, IX, p. 34.) 邦譯一七三頁。

62) ibid.

63) ibid. 邦譯一七六頁。

64) A. O. II, 1130 b 30. 邦譯二二八頁。

65) ἐκούσια, ἀκούσια (Bekker 1131, a 2); voluntariae, involuntariae (Leo, IX, p. 37 b).

ゐたことを示すと思ふ。また保證が新しく加へられてゐる。かくて流通面に於て社會性・經濟性を特に重要視したといふことは確に彼の特徴となるであらう。

(4)、正義の中庸又は均等性。正義の眞の内容はその中庸又は均等性にある。流通の正義についてトマスは、「諸交換に於ては或るものが或る個人と反對給付せらるゝは給付せられたる其の人のものの事由による」と<sup>66)</sup>。そしてこれは賣買に於てよく示されると云つた。ものともものが均等ならしめることが必要である。曰く「甲が乙のものにつき自分に屬すべきより多くを取るならば、それだけ之を本人に返還するのである。従つて均等は超過の同量に於て考慮されるところの算術的中庸に従つて作られる。丁度五が六と四との中庸であるやうに」と<sup>67)</sup>。この點についても亦アリストテレスの云ふ所に殆んど依つたのである。先哲によれば、正は或ひは中である。中は何ものかと何ものかとの(過多又は過少の)中と云ふ意味である。従つてかゝる二項間に於ける均等であり相對性に於てある。かくて正は均等でなければならぬ。そして流通の正義に於ては、算術的比例に屬するものとした。これは全くその事柄自身に關することであつて、人にかゝはらない。先哲は云ふ「よき人が悪しき人から詐取しても、悪しき人がよき人から詐取しても、また姦姪を良き人が犯しても悪しき人が犯しても異るところがない」と<sup>68)</sup>。アリストテレスのかゝる流通の正義について、「無條件的なる報償」以外に「比例的報償」を認め更にそれらが均等化されることを述べてゐるが、その部分について彼の配分の正義の場合をも含んだ様に見えるために、從來多くの疑問が起つたのである。併しトマスは先哲のかゝる廣義のやゝ混亂したる場合に拘泥することなく極めて明解な説述をなして、匡正的正義と云はず寧ろ流通的正義と云ひ、その内容も全く狹義の算術的比例に基くものとし

66) S. T. II, II, Q. 61 a. 2, 邦譯一八〇頁。

67) ibid. 一八一頁。'arithmetica medietatem' (Leo. p. 35 b).

68) ἀριθμητικὴ ἀναλογία (Bekker II 32 a 1).

69) A. O. II 32 a 邦譯二三四頁。

た。

配分の正義の中庸については、「中庸はものともとの均等に從つて守られず、寧ろ諸物の人間に對する割合に從つて守られる」<sup>70)</sup>。例へば或るものが或人に與へられるのは、全體に屬するものが當然に部分に歸したのであるとする。それは部分そのものが全體に對して比較的大なる重要性を持つ程、それだけ大である。或る人が社會に對してより大なる重要性を持つ程公共的資財のより多くが其の人に與へられる。この重要性は、徳操の場合と富貴の場合と自由の場合と社會事情によつて異なるものとした。從つてかゝる配分の正義については「この如き中庸は均等が數量的ではなく、比例的に考慮される所の幾何學的比列に從つて存する」<sup>71)</sup>と先哲の云ふ如くである。よつてトマスは「いま吾人が六の四に對するは猶三の二に對するが如しと云ふ場合に於て超過の均等は數量的ではない。何故ならば六は四を超過すること二であるけれども三の二を越えること一であるからである」<sup>72)</sup>と。かくてトマスは流通の正義と配分の正義との夫々の中庸の意義を明確に區別してゐる。一徳の中庸は理性によつて守られるが、ものには從はない。正義の場合の中庸はものの中庸である。從つて物の異なるに從つて中庸は異なる方法によつて守られる。正義は一般的には均等であるが故に、その限りは配分の正義は流通の正義と一致する。前者は幾何的比列に、後者は算術的比列によつて均等が見出される」<sup>73)</sup>。また「配分の正義は人柄を自身について留意されるが、流通の正義はものがその人柄によつて變化を蒙る限りに於いてのみ留意されるのである」<sup>74)</sup>。更にまたより簡單にアリストテレスの言葉を引いて「配分の正義に於て中庸は幾何學的比列に從ひ守られるけれども、流通の正義に於ては算術的比列による」<sup>75)</sup>と。

70) S. T. II. II. Q. 61, a. 2, 邦譯一八〇頁。

71) ibid. cf. A. O. 1131 b. γεωμετρικὴ ἀναλογία.

72) S. T. ibid. 邦譯一八〇頁。

73) ibid. (Leo. p. 36) 'proportionalitatem geometricam, arithmetica' 邦譯一八一頁。

74) ibid. 一八二頁。

75) ibid. 一七九頁。

以上によつてトマスの共同體思想の作用の第一としての正義について概述したのである。これによつて彼の思想が全體としてアリストテレスの影響を多分に受けてゐることは明かである。併し彼の特色はなほその間に見える。その原因は第一には彼のヘブライズムであり、第二には彼の時代の影響である。この點については先きに示した彼の共同體の態様に於て先づ人體から初めたこと、最後に教會を擧げたこと、而もその兩者は却つて密接な關係にあることは、聖パウロの言葉の引照によつて明かであらう。正義についてもトマスは明かに特色を示してゐるが、それは時代の影響と彼の論理的方法とによるところが多い。それは全體としてアリストテレスに比してより、經濟的であると云ふことが出來よう。それは色々な場合に於て見られるが、まづ正義を狭く限つて法律的正義を除外したことはアリストテレスに倣つたとも見られるが、その狹義の正義の中の敘述に於てさへ、所謂法的なるものを出來るだけ除外するか後に廻して、まづ經濟的流通や交渉の順當なる場合から擧げてゐる。またトマスは正義を分つて、配分の正義と流通の正義としたが、その後者はアリストテレスの匡正的又は整調的正義に相應するものであるにも不拘、而もアリストテレスの眞意を酌んで、敢て經濟的意味の「流通的」を用ひたことは、少からず彼の態度を明瞭にしたものと云へよう。更に正義の内容について、流通の場合に果實を生ずるときと生じないときとに分けてゐること、或は保證の制度を入れてゐることなどは、アリストテレスの場合よりは遙かに當時の經濟界に直接に近付いてゐたことを示す。或は當時の時代そのものが此の如く經濟的になつてゐたとも云ふことが出來よう。また正義の中庸について述べる場合、こゝに云ふ正義はものに關することであると主張

し、流通の正義の場合に特にこれを強調してゐることなどであらう。アリストテレスの匡正の正義の内容に、配分の正義を加味したところの廣義の所謂流通の正義又は交換の正義があるや否やについては種々議論のあるところであるが、少くともトマスの解釋に於ては極めて明瞭なものであつて、正義は唯二つに分けられるのみ、配分と流通と。而も前者は幾何學的比例によつて全體から部分に對する場合、後者は算術的比例によつて部分と部分との相互の關係に於てある場合とした。トマスの敘述は一貫して極めて系統的であり且つ簡明である。故に充分に意を盡してゐるとは云へないかも知れないし、また自己流の解釋なしとしない。併し彼の確信ある態度は、決して自己流なのではなくして、ヘブライズムを根幹としヘレニズムを以て方法とした極めて客觀的な態度であつたのである。

以上によつて、大體トマスの共同體の構成又は態様について述べ、次いでその作用をなすところの義と愛との中、その前者なる義の而も第一に位する正義について少しく述べたのである。彼の方法は常に、前なるは直接的・具體的・特殊なものであり、後なるはより、高次の普遍的・上位的且つ根柢的なものである。故に「法」は「正義」よりもより高く且つ一般的であり、「愛」は「義」よりも高く且つ一般的である。よつて次に法と愛、殊に愛については仁愛と恩恵とに分つて述べ、共同體の眞の作用について一層明かにしたいと思ふ。(二四・七・一五)